1　登録番号　第18274号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　クリンデラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　ラックス　リビエラ社　イタリア共和国　18039　ベンチミリア　ビア　サン　ロッコ　1

1　登録番号　第18275号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　ニルパメル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　ラックス　リビエラ社　イタリア共和国　18039　ベンチミリア　ビア　サン　ロッコ　1

1　登録番号　第18278号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　ニルパレン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　ラックス　リビエラ社　イタリア共和国　18039　ベンチミリア　ビア　サン　ロッコ　1

1　登録番号　第18279号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　クリゴールデン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　ラックス　リビエラ社　イタリア共和国　18039　ベンチミリア　ビア　サン　ロッコ　1

1　登録番号　第18281号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　サンニッシュ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　フランコ　ロージズ　ニュージーランド社　ニュージーランド　ホエニュアパイ　1250　ワイマリー　ロード　38Ｂ

○農林水産省告示第二百八十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十二年六月二十九日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年一月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第9045号
2　登録年月日　平成13年６月26日
3　農林水産植物の種類
　Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　伊那ライトピンク１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　谷口武司　長野県伊那市大字東春近169番地１

1　登録番号　第9046号
2　登録年月日　平成13年６月26日
3　農林水産植物の種類
　Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　伊那イエロー１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　谷口武司　長野県伊那市大字東春近169番地１

1　登録番号　第9047号
2　登録年月日　平成13年６月26日
3　農林水産植物の種類
　Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　伊那ライトブロンズ１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　谷口武司　長野県伊那市大字東春近169番地１

1　登録番号　第9105号
2　登録年月日　平成13年６月26日
3　農林水産植物の種類
　Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　クレセントティアーズ　スマイル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　有限会社バイオ・ユー　香川県善通寺市櫛梨町594番地

○国土交通省告示第七十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

「協定規則第48号第４改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第48号第５改訂版」に改める。

第二十八条第一項第四号中「及びキャンピング車」を「、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改め、同条第三項中「第１項第４号」を「第１項第６号」に改め、同条第六項第一号中「5. 4. 」を「5. 1. 、5. 4. 」に改め、同項第二号中「同規則改訂補足第１改訂補足第３改訂版」を「同規則第２改訂版」に改める。

第四十一条第二項第一号中「300,000cd」を「430,000cd」に改める。

第六十一条の二の次に次の一条を加える。

（後面衝突警告表示灯）

第61条の３　後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の５第３項の告示で定める基準は、第59条第１項及び第２項並びに第60条第１項の規定を準用する。

2　後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の５第４項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

第六十二条第二項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三　緊急制動表示灯

四の四　後面衝突警告表示灯

第六十二条第六項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　後面衝突警告表示灯

第六十二条第六項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

第六十二条第十項中「緊急制動表示灯」の下に「、後面衝突警告表示灯」を加える。

第百六条第一項第四号中「及びキャンピング車」を「、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改め、同条第三項中「第１項第４号」を「第１項第６号」に改める。

第百二十条第三項第二号及び第十一項第一号中「300,000cd」を「430,000cd」に改める。

第百二十七条第一項第一号中「30lx以上」を「二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯にあっては15lx以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあっては８lx以上」に改める。

第百三十二条の二第一項第二号中「側面及び後面に」を「前面（被牽引自動車の前面に限る。）、側面及び後面に」に改め、同項第四号中「側面」を「前面においては白色、側面」に改める。

第百三十四条第二項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「操作している場合」の下に「又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合」を加える。

第百三十九条第二項第四号中「、当該自動車が衝突事故にあった場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合」を「又は当該自動車が衝突事故にあった場合」に改め、「この場合において、急激な減速に連動して自動的に作動するものであってはならない。」を削る。